

奈良県中央卸売市場再整備推進事業
(市場エリア整備事業)

事業契約書 (案)

令和 8 年 7 月 1 0 日

奈良県

事業仮契約書

- 1 事業名 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
- 2 事業場所 大和郡山市筒井町及び馬司町
- 3 事業期間 本事業契約の締結日から令和16年3月31日
- 4 契約代金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額
金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(ただし、その内訳金額は別紙5に記載するところによるものとし、契約代金額は別紙5に基づくほか、物価変動等の事情により本事業契約に基づき、改訂される。)
- 5 契約保証金 第9条に記載のとおり
- 6 建設発生土の搬出先等
- 7 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙11に記載のとおり

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

また、受注者は、別紙の共同企業体の構成に関する協定書により本事業契約書記載の事業を共同連帯して履行する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「また、受注者は～協同連帯して履行する。」を削除する。

本事業契約の証として本書〇通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

なお、この仮契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条に基づく奈良県議会の議決を得ることを条件として本契約とする。下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

令和 年 月 日

発注者 住所 奈良県奈良市登大路町30番地
氏名 奈良県
奈良県知事 山下 真

受注者 住所 〇〇
氏名 〇〇共同企業体

代表構成企業 住所 ○○
氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

構成企業 住所 ○○
氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

住所 ○○
氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

住所 ○○
氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

※S P Cを設立して事業を履行する場合は次のとおりとする。

受注者 住所 ○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的及び解釈）.....	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）.....	1
第3条（本事業の概要）.....	1
第4条（本事業の日程）.....	2
第5条（事業費内訳書及び総合工程表）.....	2
第6条（費用負担及び本事業の資金調達）.....	2
第7条（第三者の使用等）.....	3
第8条（許認可、届出等）.....	3
第9条（契約の保証）.....	4
第10条（解釈及び適用）.....	5
第11条（責任の負担）.....	5
第12条（臨機の措置）.....	5
第13条（一般的損害）.....	5
第14条（第三者に生じた損害）.....	6
第15条（事業期間中の保険）.....	6
第2章 本事業用地の使用	6
第16条（本事業用地の使用）.....	6
第17条（本事業用地の明渡し）.....	6
第18条（本事業用地の契約不適合責任）.....	6
第3章 業務に関する変更	7
第1節 要求水準書に関する変更.....	7
第19条（要求水準書の変更等）.....	7
第20条（発注者の請求による要求水準書の変更）.....	7
第21条（受注者の請求による要求水準書の変更）.....	8
第22条（要求水準の変更に伴う費用の取扱）.....	8
第2節 事業期間等に関する変更.....	8
第23条（事業期間等の変更）.....	9
第24条（事業期間等の変更による費用負担）.....	9
第25条（新施設の引渡し遅延による費用負担）.....	9
第4章 統括管理業務	9
第1節 総則.....	9
第26条（統括管理業務）.....	9
第27条（第三者の使用）.....	10
第28条（統括管理責任者）.....	10
第29条（履行報告）.....	10
第2節 統括管理全体に係る業務.....	10
第30条（統括管理水準書の提出）.....	10

第31条（年度管理計画書の提出）	11
第32条（年度管理報告書の提出）	11
第33条（要求水準確認計画書等の確認）	11
第34条（提出物等の確認）	11
第3節 個別業務に係る管理業務	11
第35条（業務責任者の届出）	11
第36条（各種計画書等の提出）	12
第37条（安全管理計画書の作成及び提出）	12
第38条（年度業務計画書の提出）	12
第39条（年度業務報告書の提出）	12
第5章 個別業務	12
第1節 総則	12
第40条（個別業務の実施）	12
第41条（業務責任者）	13
第42条（年度業務計画書の作成）	13
第43条（年度業務報告書の作成）	13
第44条（個別業務に関する履行報告）	13
第45条（貸与品等）	13
第2節 設計業務	14
第46条（設計業務の実施）	14
第47条（設計業務の進捗状況の確認）	14
第48条（基本設計図書及び実施設計図書の提出）	15
第49条（設計図書の変更）	15
第3節 施工業務	15
第50条（施工業務の実施）	15
第51条（施工業務開始前及び施工業務中の書類の提出）	16
第52条（各種調査）	16
第53条（新施設の施工に伴う近隣対策）	17
第54条（本事業用地の安全対策）	17
第55条（工事材料の品質及び検査等）	18
第56条（発注者の立会い及び工事記録の整備等）	18
第57条（発注者による説明要求及び建設現場立会い）	19
第58条（受注者による完成検査）	19
第59条（発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付）	19
第4節 工事監理業務	20
第60条（工事監理業務の実施）	20
第61条（工事監理者の設置）	20
第62条（工事材料の検査）	21
第5節 解体業務	21
第63条（解体業務の実施）	21
第64条（解体業務の進捗状況の確認）	21
第65条（解体設計図書の提出）	22

第66条（解体設計図書の変更）	22
第67条（解体業務の工事）	22
第68条（発注者による説明要求及び解体現場立会い）	22
第69条（受注者による完成検査）	23
第70条（発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付）	23
第71条（解体業務の工事監理）	23
第72条（工事監理者の設置）	24
第6節 移転業務	24
第73条（移転業務の実施）	24
第74条（仮設建築物等における備品等の調達・設置）	24
第75条（完成検査及び完成確認）	25
第7節 備品調達業務	25
第76条（備品調達業務の実施）	25
第77条（備品等の調達・設置）	25
第78条（完成検査及び完成確認）	25
第8節 その他の業務	25
第79条（各種申請及び手続等）	25
第80条（その他の業務）	26
第81条（新施設の引渡し）	26
第6章 契約代金の支払い	26
第82条（契約代金の支払）	26
第83条（契約代金の改定等）	26
第84条（契約代金の減額）	26
第85条（契約代金の返還）	26
第86条（第三者による代理受領）	26
第87条（契約代金の不払いに対する事業中止）	27
第7章 契約不適合責任	27
第88条（発注者の責任）	27
第89条（契約不適合）	27
第8章 事業期間及び契約終了並びに契約解除等	29
第1節 事業期間	29
第90条（事業期間）	29
第91条（本事業の中止等）	29
第2節 契約解除等	29
第92条（受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	29
第93条（発注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）	31
第94条（法令等の変更による契約解除等）	32
第95条（不可抗力による契約解除）	32
第96条（解除に伴う措置）	33
第3節 本事業契約終了に際しての処置	33

第97条（本事業契約終了に際しての処置）	33
第98条（終了手続の負担）	34
第4節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	34
第99条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）	34
第9章 表明・保証及び誓約	34
第100条（受注者による事実の表明・保証及び誓約）	34
第10章 法令等の変更	35
第101条（通知の付与及び協議）	35
第102条（法令等の変更による増加費用又は損害の扱い）	35
第11章 不可抗力	36
第103条（通知の付与及び協議）	36
第104条（不可抗力による増加費用及び損害の扱い）	36
第105条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）	36
第12章 その他	36
第106条（公租公課の負担）	36
第107条（措置請求）	37
第108条（成果物等の著作権）	37
第109条（受注者の利用）	38
第110条（著作権の侵害の防止）	38
第111条（特許権等の使用）	38
第112条（意匠の実施の承諾等）	38
第113条（秘密保持）	39
第114条（個人情報の保護等）	39
第115条（公契約条例の適用）	39
第13章 雑則	40
第116条（請求、通知等の様式その他）	40
第117条（延滞利息）	40
第118条（疑義についての協議）	40
第119条（準拠法）	41
第120条（管轄裁判所）	41
別紙1 用語の定義	
別紙2 事業概要書	
別紙3 本日程表	
別紙4 受注者が付保する保険	
別紙5 契約代金の支払い方法	
別紙6 モニタリング方法及び契約代金の減額方法	
別紙7 法令等の変更による費用の負担割合	
別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	
別紙9 個人情報取扱特記事項	
別紙10 特定公契約特約条項	

別紙 1 1 建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項

※ S P C を設立して事業を履行する場合は、次の別紙を加える。

別紙 1 2 保証書の様式

奈良県中央卸売市場再整備推進事業 (市場エリア整備事業) 事業契約書 (案)

第1章 総則

(目的及び解釈)

第1条 発注者及び受注者は、本事業契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、本事業関連書類の定めるところに従い、日本国の法令等を遵守し、本事業契約(本事業契約書及び本事業関連書類を内容とする事業の事業契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 本事業契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

3 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

4 発注者は、本事業契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表構成企業に対して行うものとし、発注者が当該代表構成企業に対して行った本事業契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本事業契約に基づくすべての行為について当該代表構成企業を通じて行わなければならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は第4項を削除する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、新施設が、発注者が開設者として開設する中央卸売市場としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「関連する一切の事業により構成されるものとする。」を「関連する一切の事業により構成されるものとし、受注者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。」とする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 設計業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 施工業務
- (5) 解体業務
- (6) 移転業務
- (7) 備品調達業務
- (8) その他の業務

2 受注者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、要求水準書及び落札者の提案並びにこれらに従い作成された別紙2の事業概要書に基づき、本事業を遂行しなければならない。

3 受注者は、全体事業が円滑に実施できるよう市場関係者及び別途事業の整備事業者との間で必要な調整を行うものとする。ただし、受注者の調整が不相当と認められるときには、必要に応じて発注者が調整を行うものとする。

(本事業の日程)

第4条 受注者は、別紙3の本日程表に定める日程に従って、本事業を実施する。

2 受注者は、別紙3の本日程表に定める統括管理業務及び各個別業務の開始予定日に統括管理業務及び各個別業務を開始できないと認めるとき、又は本引渡予定日に新施設を引き渡すことができないと認めるときは、統括管理業務及び各個別業務の開始予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及び受注者の対応の計画を書面により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、別紙3の本日程表に定める統括管理業務及び各個別業務の開始予定日に統括管理業務及び各個別業務を開始できない場合、及び本引渡予定日に新施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとらなければならない。この場合、受注者は、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(事業費内訳書及び総合工程表)

第5条 受注者は、本事業契約の締結日以降速やかに、本事業関連書類及び落札者の提案に基づいて、事業費内訳書及び総合工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 事業費内訳書及び総合工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(費用負担及び本事業の資金調達)

第6条 本事業の実施に関する一切の費用（本事業の統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務並びにこれらに付随・関連する一切の費用を含む。）は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて受注者が負担する。本事業に関する受注者の資金調達は、すべて受注者の責任において行う。

2 受注者は、本事業に係る資金調達に関して、PFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、適用されるよう努めなければならない。

3 発注者は、受注者にPFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、これを受けることができるよう協力する。

4 発注者及び受注者は、法改正等により、本事業に関する資金調達について、その他の支援が適用される可能性がある場合には、必要に応じて協議を行う。

5 本事業契約の定めるところにより発注者が受注者に生じた増加費用又は損害を負担し又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害について、損害賠償額の予定その他本事業を行うため受注

者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）との間で締結した契約の定めに基づいて支払われるときは、発注者が負担し又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた増加費用又は損害であって、かつ、当該増加費用又は損害が生じた原因と相当因果関係あるもののうち、通常生ずべきものの額に限る。

- 6 発注者は、本事業契約の定めるところにより受注者に生じた増加費用又は損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、当該負担の全部又は一部に変えて要求水準書を変更することができる。
- 7 受注者は、本事業契約の定めるところにより契約代金の減額をすべき場合、又は費用を負担すべき場合において、契約代金の減額又は負担額の全部若しくは一部に変えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 8 前2項の場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が受注者に生じた増加費用若しくは損害を負担すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（第三者の使用等）

第7条 受注者は、本事業関連書類に従い、統括管理業務及び各個別業務を、自ら行うものとし、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

- 2 本事業に関する業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、すべて受注者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

※SPCを設立して事業を履行する場合、第7条を次のように変更する。

（構成企業の使用）

第7条 受注者は、本事業関連書類に従い、統括管理業務及び各個別業務を、各構成企業に直接委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受注者は、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。

- 2 本事業に関する業務の一部を構成企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 3 受注者は、第1項によりその業務の実施を構成企業に、又は前項によりその業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を発注者に報告しなければならない。

- 4 第1項による構成企業又は第2項による第三者への業務の委託及び請負は、すべて受注者の責任において行うものとし、構成企業又は第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

（許認可、届出等）

第8条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、受注者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、受注者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可及び発注者が提出すべき届出はこの限りで

ない。

- 2 受注者は、前項の許認可等の申請に際しては、発注者に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者が要請した場合には、受注者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 受注者は、発注者が要請した場合には、発注者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 受注者は、受注者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は発注者が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第10章又は第11章の規定に従う。

(契約の保証)

第9条 受注者は、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本事業契約による債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 発注者を被保険者とする、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約代金額の100分の10に相当する額以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は次の各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約代金に変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の100分の10に相当する

額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(解釈及び適用)

第10条 発注者と受注者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

- 2 本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、入札提案書類の順にその解釈が優先する。
- 3 前項の規定にかかわらず、入札提案書類と要求水準書の内容に差異があり、入札提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で入札提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

(責任の負担)

第11条 受注者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。

- 2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、受注者は、本事業の実施に関して発注者から受注者に対する請求、催告、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は受注者から発注者に対する報告、通知若しくは説明等（以下本条において「請求等」という。）を理由として、いかなる本事業契約上の責任も免れることはできない。また、発注者は、請求等を理由として、何ら責任を負担しない。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 受注者は、災害対応等に関し発注者が実施又は要請する事項に協力するよう努めるものとする。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常管理行為を超えるものとして受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者で協議の上、合理的な範囲で発注者が負担する。

(一般的損害)

第13条 本事業の目的を達成する前に、成果物、新施設又は工事材料について生じた損害その他事業の履行に関して生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、かかる損害（第15条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に生じた損害)

第14条 受注者が本事業を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約にほかに特段の定めがない限り、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害（次条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の規定に関わらず、受注者による本事業の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第11章の規定に従う。

(事業期間中の保険)

第15条 受注者は、事業期間中、別紙4に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。受注者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして発注者が認めたものを、本事業の着手に先立って、直ちに、発注者に呈示しなければならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「受注者は、事業期間中、別紙4に定める内容の」を「受注者は、事業期間中、自ら又は施工企業をして、別紙4に定める内容の」とする。

第2章 本事業用地の使用

(本事業用地の使用)

第16条 発注者は、本事業用地を、受注者が設計、工事監理及び施工業務の実施上必要とする日までに確保しなければならない。

2 受注者は、本事業用地において、新施設を整備する。

3 受注者は、新施設の整備にあたり、事業期間中、本事業用地を無償にて使用することができる。ただし、新施設の整備に要する仮設資材置場等の確保は、本事業用地以外の場所を利用して行う場合には、受注者の責任及び費用負担においてこれを行う。

4 事業期間中の本事業用地の管理は、受注者が善良な管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、受注者は、本事業契約において別段の定めのある場合を除き、第三者に本事業用地を使用又は収益させてはならない。

(本事業用地の明渡し)

第17条 新施設又はその出来形の発注者への引渡し等により本事業用地が不用となった場合において、本事業用地に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、本事業用地を修復し、速やかに発注者に明け渡さなければならない。

(本事業用地の契約不適合責任)

第18条 発注者は、本事業用地を、現状にて受注者に引き渡す義務を負うほか、要求水準書において発注者の負担であることを明示した場合を除き、本事業用地に関する契約不適合責任を負担しな

い。ただし、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等の契約不適合で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して受注者に直接生じた合理的な増加費用は発注者が負担する。

第3章 業務に関する変更

第1節 要求水準書に関する変更

(要求水準書の変更等)

第19条 受注者は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- (1) 要求水準書に誤りがあること。
- (2) 本事業用地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等に係る条件を含む。次号において同じ。）について、本事業契約等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
- (3) 本事業契約等で明示されていない本事業用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項各号に掲げる事実を発見したときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

(発注者の請求による要求水準書の変更)

第20条 発注者は、次の各号に定める事由が生じたと認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき。
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 発注者の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (4) 交付申請を予定している交付金の交付を受けられなかったとき。
- (5) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 受注者は、前項、前条第2項又は前条第3項の通知を受けたときは、14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

- (1) 要求水準書の変更に対する意見
- (2) 要求水準書の変更に伴う事業期間の変更の有無
- (3) 要求水準書の変更に伴う契約代金の変更の有無

3 第1項、前条第2項若しくは前条第3項の通知の日から14日以内に受注者から発注者に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく受注者から発注者への通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、事業期間

又は契約代金を変更し、受注者に通知することができる。

- 4 前項の場合において、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠ったときは、この限りでない。
- 5 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書、その他必要な書類の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(受注者の請求による要求水準書の変更)

第21条 受注者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を求めることができる。

- (1) 要求水準書の変更の内容
- (2) 要求水準書の変更の理由
- (3) 要求水準書の変更に伴う事業期間の変更の有無
- (4) 要求水準書の変更に伴う契約代金の変更の有無
- (5) 要求水準書の変更に伴い設計図書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、発注者は、事業期間又は契約代金の変更について定め、受注者に通知することができる。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書、その他必要な書類の変更を求める旨を受注者に通知することができる。
- 5 受注者は、新たな技術の導入等により本事業に係る費用の減額が可能である場合、新たな技術の導入等に関する提案を発注者に対し積極的に行うものとする。

(要求水準の変更に伴う費用の取扱)

第22条 前3条の変更により業務に要する費用が増加した場合、又は損害が発生した場合の措置は、次の各号に記載のとおりとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）及び②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、受注者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

第2節 事業期間等に関する変更

(事業期間等の変更)

第23条 発注者が受注者に対して本事業に係る事業期間若しくは統括管理業務又は各個別業務に係る業務期間（以下「事業期間等」という。）の変更を請求した場合、発注者と受注者は協議により当該変更の可否を定める。

2 受注者が、受注者の責めに帰すことのできない事由により事業期間等を遵守できないことを理由として、事業期間等の変更を請求した場合、発注者は、受注者との協議により、当該変更の可否を定める。ただし、発注者と受注者との間の協議が調わない場合、発注者は、その合理的な裁量に基づき、合理的な事業期間等を定めることができ、受注者は、これに従わなければならない。

(事業期間等の変更による費用負担)

第24条 事業期間等の変更により増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号に記載のとおりとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更、③発注者による設計図書の変更等）により合理的な増加費用又は損害が発生した場合、発注者は、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、受注者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、第10章又は第11章の規定に従う。

(新施設の引渡し遅延による費用負担)

第25条 発注者の責めに帰すべき事由により、新施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、発注者は、当該遅延に起因して受注者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 受注者の責めに帰すべき事由により新施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、受注者は、当該遅延への対応のために発注者が負担した増加費用を負担するほか、本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、契約代金額に第117条に規定する延滞利息の率を乗じることにより計算した利息の額を違約金として発注者に支払う。この場合において、発注者に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、受注者は、当該違約金を超える損害額を発注者に支払わなければならない。

3 法令等の変更又は不可抗力により、新施設の引渡しが本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して受注者に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第10章又は第11章の規定に従う。

第4章 統括管理業務

第1節 総則

(統括管理業務)

第26条 受注者は、本事業関連書類に従い、事業期間中、自らの責任及び費用負担において、統括管理業務を行う。

2 受注者は、統括管理業務を、統括管理責任者をして実施させる。

3 統括管理業務は、常に、統括管理業務に関する要求水準書及び落札者の提案を満たすものでなければならない。

(第三者の使用)

第27条 受注者は、統括管理業務の全部又は主たる部分を、統括管理責任者以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 統括管理業務の実施に関する統括管理責任者その他第三者の使用は、すべて受注者の責任において行うものとし、統括管理業務の実施に関して統括管理責任者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

(統括管理責任者)

第28条 受注者は、本事業契約の締結日以降速やかに、事業期間中にわたり本事業に係るすべての個別業務を一元的に管理する統括管理責任者1名を配置し、発注者に当該統括管理責任者の氏名その他必要な事項を届け出、発注者の承諾を受けなければならない。なお、統括管理責任者は代表構成企業の社員とする。

2 受注者は、統括管理責任者を発注者が主催する委員会又は会議等に出席させなければならない。

3 受注者は、統括管理責任者の変更を可能な限り避けることにより、統括管理業務の質の維持及び向上の確保に努めるものとし、発注者の事前の承諾を得ない限り、第1項に基づき発注者に届け出た統括管理責任者を変更してはならない。

4 発注者は、統括管理責任者を変更することにつき合理的な理由があり、かつ、受注者と協議して合意した場合に限り、統括管理責任者の変更の承諾を行う。

5 発注者は、第1項に基づき受注者が届け出た統括管理責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして受注者に申し出ることができる。この場合、発注者と受注者は、統括管理責任者の変更に関し協議を行う。

6 前3項により統括管理責任者が変更される場合、受注者は、後任の統括管理責任者に対し十分な業務の引き継ぎを行わなければならない。

(履行報告)

第29条 受注者は、本事業関連書類に定めるところにより、本事業契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第2節 統括管理全体に係る業務

(統括管理水準書の提出)

第30条 統括管理責任者は、本事業関連書類に基づき、統括管理全体に係る業務及び個別業務に対

する管理業務ごとに管理方針及び管理方法を示した、発注者が合理的に満足する様式及び内容の統括管理水準書を作成し、発注者と受注者が合意の上定める時期（ただし、原則として年度管理計画書の初年度における提出時期以前とする。）までに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 統括管理水準書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

（年度管理計画書の提出）

第31条 統括管理責任者は、本事業関連書類及び統括管理水準書に基づき、発注者が合理的に満足する様式及び内容の年度管理計画書を事業年度ごとに作成し、当該事業年度の業務が開始する30日前までに速やかに（ただし、本事業契約の締結日の属する事業年度については本事業契約の締結日以降速やかに）発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 年度管理計画書は受注者によるセルフモニタリングに係る計画書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。

- 3 年度管理計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

（年度管理報告書の提出）

第32条 統括管理責任者は、本事業関連書類、統括管理水準書及び年度管理計画書に基づき、発注者が合理的に満足する様式及び内容の年度管理報告書を作成し、翌年度の4月末までに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 前項の年度管理報告書は受注者によるセルフモニタリングに係る報告書を兼ねるものとし、当該内容についてその詳細（セルフモニタリング対象項目、判断基準、実施過程、結果等）が明確に理解できるものでなければならない。

（要求水準確認計画書等の確認）

第33条 受注者は、発注者が合理的に満足する内容の要求水準確認計画書等を作成し、統括管理責任者の確認を得た上で、本事業契約の締結日以降速やかに、発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

（提出物等の確認）

第34条 受注者又は各個別業務の業務責任者が発注者へ提出、届け出、通知又は報告する内容は、統括管理責任者の確認を得た上で、発注者へ提出、届け出、通知又は報告しなければならない。

第3節 個別業務に係る管理業務

（業務責任者の届出）

第35条 統括管理責任者は、第41条第1項に基づき配置した業務責任者について、配置後速やかに、当該業務責任者の氏名その他必要な事項を発注者に届け出、その内容について発注者の承諾を

得なければならない。

- 2 前項に基づき統括管理責任者が届け出た業務責任者を変更しようとする場合は、発注者に届け出、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

(各種計画書等の提出)

第36条 統括管理責任者は、各個別業務で作成された各種計画書等を発注者と受注者が合意の上定める時期（ただし、原則として年度業務計画書の初年度における提出時期以前とする。）までに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 各種計画書等の内容を変更しようとする場合は、変更案を速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

(安全管理計画書の作成及び提出)

第37条 統括管理責任者は、本事業関連書類に従い、本事業契約の締結日以降速やかに、災害・事故に対する被害想定と対策、迅速な応急対策及び早期復旧・復旧活動が行える体制づくり等を目的として、発注者が合理的に満足する様式及び内容の安全管理計画書を各個別業務の業務責任者と調整した上で作成し、発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 統括管理責任者は、安全管理計画書を本事業の進捗状況等を踏まえて随時改訂又は変更するものとし、当該改訂又は変更後速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

(年度業務計画書の提出)

第38条 業務責任者が第42条第1項に基づき作成した年度業務計画書を、当該事業年度が開始する30日前までに（ただし、本事業契約の締結日の属する事業年度については本事業契約の締結日以降速やかに）発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

- 2 年度業務計画書の内容を第42条第2項に基づき変更しようとする場合は、変更案を速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

(年度業務報告書の提出)

第39条 業務責任者が第43条に基づき作成した年度業務報告書を、翌年度の4月末までに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

第5章 個別業務

第1節 総則

(個別業務の実施)

第40条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、個別業務を実施する。

- 2 受注者が実施する個別業務は、常に、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務に関する要求水準書及び落札者の提案を満たすものでなければならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は第40条を次のとおりとする。

(個別業務の実施)

第40条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成企業を通じて、個別業務を実施する。

- 2 受注者は、設計業務を設計企業をして、施工業務を施工企業をして、工事監理業務を工事監理企業をして、それぞれ実施させる。

- 3 受注者及び構成企業が実施する個別業務は、常に、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務に関する要求水準書及び落札者の提案を満たすものでなければならない。

(第三者の使用等)

第40条の2 受注者は、設計、工事監理及び施工業務に係る構成企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、発注者の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、各構成企業が受託し、又は請け負った設計、工事監理及び施工業務の全部又は主たる部分を、各構成企業が第三者に委託し、又は請け負わせないようにしなければならない。

- 3 設計、工事監理及び施工業務の実施に関する構成企業又はその他第三者の使用は、すべて受注者の責任において行うものとし、設計、工事監理及び施工業務の実施に関して受注者又は構成企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負う。

(業務責任者)

第41条 受注者は、個別業務ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定めなければならない。

- 2 受注者は、業務責任者を変更する場合、発注者と統括管理責任者は、業務責任者の変更に申し協議を行う。

(年度業務計画書の作成)

第42条 各個別業務の業務責任者は、当該個別業務の期間に係る事業年度ごとに、発注者が合理的に満足する様式及び内容の当該個別業務の期間に係る年度業務計画書を作成しなければならない。

- 2 年度業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を作成しなければならない。

(年度業務報告書の作成)

第43条 各個別業務の業務責任者は、当該個別業務の期間に係る事業年度ごとに、発注者が合理的に満足する様式及び内容の当該個別業務の期間に係る年度業務報告書を作成しなければならない。

(個別業務に関する履行報告)

第44条 受注者は、本事業関連書類に定めるところにより、個別業務の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第45条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他各個別業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書に定めるところにより、業務の完了、本事業関連書類、設計図書及び解体業務設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 6 本事業が解除された場合において、第92条第5項、第93条第4項、第94条第2項又は第95条第2項の検査に合格した部分に使用されているものを除き、不要となった貸与品等について、第4項及び第5項を準用する。

第2節 設計業務

(設計業務の実施)

第46条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計業務を実施し、設計業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「設計業務を実施し、」を「設計業務を設計企業をして実施させるものとし、」とする。

- 2 本事業契約の締結日以降速やかに（遅くとも設計業務に着手する前に）、設計業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 設計業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書及び設計業務に係る年度業務計画書に定めるスケジュールに従い、設計業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、要求水準書に定める発注者が実施する市場関係者との合意形成に向けた協議について協力を行う。かかる業務に要する費用は受注者の負担とする。

(設計業務の進捗状況の確認)

第47条 受注者は、発注者に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 発注者は、本事業関連書類に基づき設計業務が実施されていることを確認するために、新施設の設計状況その他について、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

- 3 受注者は、前項に規定する設計状況その他についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 発注者は、前各項に基づき説明及び報告等を受けた場合、その内容に指摘事項があるときは、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べることができる。

(基本設計図書及び実施設計図書の提出)

第48条 受注者は、基本設計の業務完了（施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等を分けて設計業務を進めている場合は、それぞれの業務が完了した時点をいう。以下第2項及び第4項において同じ。）後速やかに、基本設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、実施設計の業務完了後速やかに、実施設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。
- 3 発注者は、前各項に基づき受注者より提出された設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、受注者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。受注者は、発注者からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の発注者の確認を受け、設計業務が完了した場合は、速やかに、発注者の完成確認を受けなければならない。

(設計図書の変更)

第49条 発注者は、施工業務の開始前及び施工業務中において必要があると認めるときは、受注者に対して、落札者の提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。受注者は、発注者から当該変更要請を受けた日から14日以内に、発注者に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、事業期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

- 2 受注者は、前条に規定する場合のほか、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
- 3 第1項により発注者が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、第22条に準じて取扱う。

第3節 施工業務

(施工業務の実施)

第50条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において、施工業務を実施し、施工業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「施工業務を実施し、」を「施工業務を施工企業をして実施させるものとし、」とする。

- 2 施工業務に着手する前に、施工業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 施工業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、施工業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュールに従い、施工業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本引渡予定日までに、施工業務を完成の上、新施設を発注者に引渡し、その所有権を発注者に取得させる。
- 6 新施設の施工方法その他施工業務のために必要な一切の手段は、本事業関連書類及び設計図書に従い、それ以外のものは受注者がその責任においてこれを定める。

(施工業務開始前及び施工業務中の書類の提出)

第51条 受注者は、本事業関連書類の定めるところに従い、着工前提出書類を施工業務の開始予定日の14日前までに、発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。着工前提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、施工業務の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、施工業務中提出書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。施工業務中提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

(各種調査)

第52条 受注者は、すでに発注者が行ったものを除き、施工業務に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。受注者は、かかる調査を行う場合、調査の日時及び概要を発注者に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する調査を実施した結果、本事業関連書類に含まれる本事業用地に関する内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その内容について発注者の確認を求めなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、その対応につき協議する。なお、発注者が提供した本事業用地に関する本事業関連書類の誤謬、欠落その他の不備に起因して施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、発注者は、受注者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
- 3 受注者は、発注者が提供した、本事業用地に関する本事業関連書類に記載されていない埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等（以下「地中障害物等」という。）を発見した場合、その旨を直ちに発注者に通知するものとする。この場合、受注者及び受注者は、その対応につき協議する。

- 4 地中障害物等の発見に起因して、施工業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生し、受注者が地中障害物等の発見後に当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止するために必要と認められる措置を講じた場合、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
- 5 前二項の規定にかかわらず、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 6 発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

（新施設の施工に伴う近隣対策）

第53条 受注者は、施工業務の開始に先立って、発注者と協議の上、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。発注者は、必要と認める場合には、受注者が行う説明に協力する。

- 2 受注者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の施工業務が近隣住民の生活環境等の周辺環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、受注者は、その内容をあらかじめ発注者に報告し、実施後は遅滞なくその結果を発注者に報告する。
- 3 受注者は、発注者の事前の承諾を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。ただし、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、施工業務の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、発注者は、受注者と協議の上、本事業の内容の変更を検討する。
- 4 第2項の近隣対策の結果、施工業務に遅延が発生することが見込まれる場合には、発注者及び受注者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 第2項の近隣対策の結果、受注者に生じた費用（第2項の近隣対策の結果本引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業自体に対する住民反対運動若しくは訴訟又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に対する対応は、発注者がこれを行う。かかる住民反対運動若しくは訴訟又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に起因して本事業に遅延が発生することが見込まれる場合、発注者は、受注者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。又、かかる住民反対運動若しくは訴訟又は発注者が行う業務による周辺環境の悪化等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、発注者がこれを負担する。

（本事業用地の安全対策）

第54条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類及び設計図書に従い、工事現場における安全対策を実施する。施工業務に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等

により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、受注者がこれを負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第10章又は第11章の規定に従う。

(工事材料の品質及び検査等)

第55条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において工事監理業務にあたる者の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監理業務にあたる者の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(発注者の立会い及び工事記録の整備等)

第56条 受注者は、設計図書において発注者の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において発注者の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前各項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、発注者に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(発注者による説明要求及び建設現場立会い)

第57条 発注者は、施工業務の進捗状況について、随時、受注者に対して報告を要請することができ、受注者は、発注者の要請があった場合には、速やかに、発注者に対してかかる報告を行わなければならない。又、発注者は、新施設が設計図書に従い施工されていることを確認するために、新施設の施工について、受注者に事前に通知した上で、受注者に対して中間技術確認を求めることができる。

2 発注者は、施工業務開始前及び施工業務中、随時、受注者に対して質問をし、施工業務について説明を求めることができる。受注者は、発注者からかかる質問を受領した後速やかに、発注者に対して合理的な説明を行わなければならない。発注者は、受注者の説明内容が合理的でないと判断した場合には、受注者との間でこれを協議することができる。

3 発注者は、受注者に対する事前の通知を行うことなく、随時、施工業務に立ち会うことができる。

4 前各項に規定する報告、中間技術確認、説明、又は立会いの結果、発注者が、新施設の施工状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。

(受注者による完成検査)

第58条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、各新施設について、完成検査及び機器、器具、備品等の試運転等（以下本条において「完成検査等」という。）を行うものとする。

2 受注者は、発注者に対して、完成検査等を行う14日前までに、検査を行う旨及びその予定日を通知する。

3 発注者は、完成検査等に立ち会う。ただし、発注者はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。

4 受注者は、完成検査等の結果を、速やかに検査済証その他の当該検査の結果に関する書面の写しを添えて工事完成届とともに発注者に報告する。

5 受注者は、工事完成届のほか、本事業関連書類の定めるところに従い、竣工時提出書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

(発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付)

第59条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届を受領した場合、受領後14日以内に速やかに受注者の費用負担（第3項の規定により破壊された部分の復旧に要する費用を含む。）により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

2 完成確認の方法は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 発注者は、受注者の立会いのもとで、完成確認を実施する。

(2) 完成確認は、本事業関連書類及び設計図書との照合により、これを実施する。

(3) 受注者は、機器、器具、備品等の取扱いに関する発注者への説明を実施する。

3 完成確認を実施する際、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、新施設

を最小限度破壊して確認することができる。

- 4 前各項に規定する完成確認の結果、新施設の状況が本事業関連書類及び設計図書の内容に適合していないことが判明し完成確認の結果が不合格となった場合、受注者は、発注者の指示に従って是正及び手直し等を行わなければならない。受注者は、かかる是正及び手直し等を行ったときは、当該是正部分について完成確認と同様の手続により、再度完成確認を受けなければならない。
- 5 発注者は、完成確認の結果、新施設が本事業関連書類及び設計図書の内容を満たし、発注者が施設の運営を開始することが可能であると判断した場合には、受注者に対して遅滞なく完成確認合格書を交付し、発注者は新施設の引渡し及び所有権移転を受ける。

第4節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第60条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を実施し、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「工事監理業務を実施し、」を「工事監理業務を工事監理企業をして実施させるものとし、」とする。

- 2 工事監理業務に着手する前に、工事監理業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 3 工事監理業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、工事監理業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュールに従い、工事監理業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、施工業務につき、工事監理状況に関する報告書を作成し、これを毎月の翌月5日（土、日、休日の場合は次の開庁日）を目処に発注者に提出し、報告を行わなければならない。又、発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者に施工業務に関する事前説明及び事後報告を求めることができる。

(工事監理者の設置)

第61条 受注者は、施工業務の開始予定日までに、工事監理者を設置し、発注者に対してその名称を通知し、工事監理業務を行う。ただし、工事監理業務にあたる者は、施工業務にあたる者となりの者又は相互に資本面における関連（一方の企業が他方の企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面における関連（一方の企業の代表者又は役員が他方の企業の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者であってはならない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「工事監理者を設置し、」を「工事監理企業をして工事監理者を設置させ、」とする。また、「工事監理業務を行う。」を「工事監理企業及び工事監理者をして工事監理業務を行わせる。」とする。

2 受注者は、工事監理者をして、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法（昭和25年法律第202号）に従い、発注者に対して、施工業務につき、工事監理を行わせる。

3 工事監理者の設置は、すべて受注者の責任及び費用負担において行い、工事監理者の設置並びにその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

（工事材料の検査）

第62条 設計図書において工事監理業務にあたる者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、検査（確認を含む。）を行わなくてはならない。

第5節 解体業務

（解体業務の実施）

第63条 受注者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、解体業務を実施し、解体業務に関する一切の責任を負担する。

2 解体業務に着手する前に、解体業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3 解体業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、解体業務に係る年度業務計画書及び解体設計図書に定めるスケジュールに従い、解体業務を実施しなければならない。

5 解体業務のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは受注者がその責任においてこれを定める。

（解体業務の進捗状況の確認）

第64条 受注者は、発注者に対し、毎月1回以上、解体業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 発注者は、本事業関連書類に基づき解体業務が実施されていることを確認するために、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

3 受注者は、前項に規定する説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。

4 発注者は、前各項に基づき説明及び報告等を受けた場合、その内容に指摘事項があるときは、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べることができる。

(解体設計図書の提出)

第65条 受注者は、解体業務の設計完了（解体の順序等にあわせて全体設計、各棟の設計等を分けて進めている場合は、それぞれの設計が完了した時点をいう。以下第3項において同じ。）後速やかに、解体設計図書を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項に基づき受注者より提示された解体設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、受注者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。受注者は、発注者からの指摘により、又は自ら解体設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該解体設計図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けなければならない。解体業務の設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

3 受注者は、第1項の発注者の確認を受け、解体業務の設計が完了した場合は、速やかに、発注者の完成確認を受けなければならない。

(解体設計図書の変更)

第66条 発注者は、解体業務の工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、受注者に対して、落札者の提案の範囲を逸脱しない限度で、解体設計図書の変更を求めることができる。受注者は、発注者から当該変更要請を受けた日から14日以内に、発注者に対して、かかる解体設計図書の変更に伴い発生する費用、事業期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、解体設計図書の変更を行うことはできない。

3 第1項により発注者が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、第22条に準じて取扱う。

(解体業務の工事)

第67条 解体業務の工事において、第51条から第54条までの規定を準用する。ただし、第51条第1項中「着工前提出書類」とあるのは「解体工事着工前提出書類」と、「施工業務の開始予定日」とあるのは「解体業務の開始予定日」と、同条第2項中「施工業務中提出書類」とあるのは「解体工事中提出書類」と、第52条から第54条までの規定中「施工業務」とあるのは「解体業務の工事」と読み替える。

(発注者による説明要求及び解体現場立会い)

第68条 発注者は、解体業務の工事の進捗状況について、随時、受注者に対して報告を要請することができ、受注者は、発注者の要請があった場合には、速やかに、発注者に対してかかる報告を行わなければならない。又、発注者は、解体設計図書に従い既存施設が解体されていることを確認するために、既存施設の解体について、受注者に事前に通知した上で、受注者に対して立会い確認を求めることができる。

2 発注者は、解体業務の工事開始前及び解体業務の工事中、随時、受注者に対して質問をし、解体業務の工事について説明を求めることができる。受注者は、発注者からかかる質問を受領した後速やかに、発注者に対して合理的な説明を行わなければならない。発注者は、受注者の説明内容が合

理的でないと判断した場合には、受注者との間でこれを協議することができる。

- 3 発注者は、受注者に対する事前の通知を行うことなく、随時、解体業務の工事に立ち会うことができる。
- 4 前各項に規定する報告、説明又は立会いの結果、発注者が、既存施設の解体状況が本事業関連書類又は解体設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。

(受注者による完成検査)

第69条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行う。なお、解体順序等にあっては合理的な頻度で行うこと。

- 2 受注者は、発注者に対して、受注者が前項の検査を行う14日前までに、これらの検査を行う旨及びその予定日を通知する。
- 3 発注者は、第1項の検査に立ち会う。ただし、発注者はかかる立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 4 受注者は、第1項の検査においては、本事業関連書類及び解体設計図書を満たしているか否かについて、発注者が相当と認める方法により検査しなければならない。受注者は、第1項の検査結果を、速やかに検査の結果に関する書面の写しを添えて工事完成届とともに発注者に報告する。
- 5 受注者は、工事完成届のほか、本事業関連書類の定めるところに従い、解体工事竣工時提出書類を発注者に提出し、その内容について発注者の確認を受けなければならない。

(発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付)

第70条 発注者は、受注者から前条に基づく工事完成届（前条第4項の規定に基づき、検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。）を受領した場合、受領後14日以内に速やかに受注者の費用負担により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

- 2 完成確認の方法は、次の各号に記載のとおりとする。
 - (1) 発注者は、受注者の立会いのもとで、完成確認を実施する。
 - (2) 完成確認は、本事業関連書類及び解体設計図書との照合により、これを実施する。
- 3 前各項に規定する完成確認の結果、本事業関連書類及び解体設計図書の内容に適合していないことが判明し完成確認の結果が不合格となった場合、受注者は、発注者の指示に従って是正及び手直し等を行わなければならない。受注者は、かかる是正及び手直し等を行ったときは、当該是正部分について完成確認と同様の手続により、再度完成確認を受けなければならない。
- 4 発注者は、完成確認の結果、本事業関連書類及び解体設計図書の内容を満たしていると判断した場合には、受注者に対して遅滞なく完成確認合格書を交付し、引渡しを受ける。

(解体業務の工事監理)

第71条 受注者は、本事業関連書類に従い、解体業務の工事監理につき、工事監理状況に関する報

告書を作成し、これを毎月の翌月 5 日（土、日、休日の場合は次の開庁日）を目処に発注者に提出し、報告を行わなければならない。又、発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者に解体業務の工事監理に関する事前説明及び事後報告を求めることができる。

（工事監理者の設置）

第 7 2 条 受注者は、解体業務の工事開始日までに、工事監理者を設置し、発注者に対してその名称を通知し、解体業務の工事監理を行う。ただし、解体工事の工事監理にあたる者は、解体業務の工事にあたる者と同一の者又は相互に資本面における関連（一方の企業が他方の企業の発行済み株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面における関連（一方の企業の代表者又は役員が他方の企業の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者であってはならない。

2 受注者は、工事監理者をして、建築基準法及び建築士法に従い、発注者に対して、解体業務の工事監理につき、工事監理を行わせる。

3 工事監理者の設置は、すべて受注者の責任及び費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者がこれを負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

第 6 節 移転業務

（移転業務の実施）

第 7 3 条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自己の責任及び費用において、移転業務を実施し、移転業務に関する一切の責任を負担する。

2 移転業務に着手する前に、移転業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3 移転業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、移転業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュールに従い、移転業務を実施しなければならない。

5 受注者の責めに帰すべき事由により、梱包又は搬送等に際し、搬送対象品等を損傷した場合、受注者は自己の費用で損傷前の原状に回復することを要する。ただし、原状回復が不可能な範囲及び原状回復が完了するまでの間に発注者に生じた損害がある場合、発注者は受注者に対し、原状回復請求に代えて、又はこれに加えて、損害賠償を請求することができる。

（仮設建築物等における備品等の調達・設置）

第 7 4 条 受注者は、自らの責任及び費用負担において、既存施設と同等の業務を可能とするため、備品リストに示す内容（品目、数量、使用等）と少なくとも同等以上の備品等を調達し、仮設建築物等に設置しなければならない。

(完成検査及び完成確認)

第75条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行わなければならない。

2 発注者は、受注者の費用負担により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

第7節 備品調達業務

(備品調達業務の実施)

第76条 受注者は、本事業関連書類及び設計図書に従い、自己の責任及び費用において、備品調達業務を実施し、備品等調達業務に関する一切の責任を負担する。

2 備品調達業務に着手する前に、備品調達業務計画書を発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

3 備品調達業務計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに発注者に提出し、その内容について発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、備品調達業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュールに従い、備品調達業務を実施しなければならない。

(備品等の調達・設置)

第77条 受注者は、備品リストに示す内容（品目、数量、使用等）と少なくとも同等以上の備品等を調達し、新施設に設置しなければならない。

2 前項に基づき設置された備品等については、発注者への新施設の引渡しと同時に引渡し、その所有権を発注者に移転しなければならない。

(完成検査及び完成確認)

第78条 受注者は、自己の責任及び費用負担において、完成検査を行わなければならない。

2 発注者は、受注者の費用負担により、発注者が指定する確認員による完成確認を行う。

第8節 その他の業務

(各種申請及び手続等)

第79条 受注者は、各個別業務及び新施設の供用開始に必要な一切の届出、申請、許認可等の手続を、自己の責任及び費用負担で行い、別紙3の本日程表に定めるスケジュールに支障が生じないようにしなければならない。

2 受注者は、前項に従って行った届出、申請、許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに発注者に交付しなければならない。

(その他の業務)

第80条 受注者は、要求水準書に定める補助金申請において必要となる資料作成等への協力及び別紙5に定める出来高払いのための検査への協力について、要求水準書の定めに従いこれを実施するものとする。かかる業務に要する費用は受注者の負担とする。

2 受注者は、別途事業の整備事業者との連携、協力について、要求水準書の定めに従いこれを実施するものとする。かかる業務に要する費用は受注者の負担とする。

(新施設の引渡し)

第81条 受注者は、完成確認合格書を受領した後、完成図書及び建物引渡書を発注者に交付し、本引渡予定日において新施設を発注者に引渡し、新施設の所有権を発注者に取得させる。受注者は、新施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を発注者に移転しなければならない。

第6章 契約代金の支払い

(契約代金の支払)

第82条 発注者は、本事業契約の定めるところに従い、受注者に対して本事業の対価として、別紙5第1項に定める契約代金を支払う。

2 契約代金の支払い方法は別紙5第1項、支払いスケジュールは別紙5第2項に定めるところによる。

(契約代金の改定等)

第83条 発注者は、契約代金について、別紙5第3項に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。

(契約代金の減額)

第84条 発注者によるモニタリングの結果、発注者が受注者の業務内容が要求水準書及び落札者の提案を満たしていないと判断した場合には、別紙6の規定に基づき契約代金を減額する。

(契約代金の返還)

第85条 発注者が、年度業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを受注者に対して通知した場合、受注者は発注者に対して、当該虚偽記載が認められれば発注者が別紙6の規定に基づき減額し得た契約代金額を速やかに返還しなければならない。

(第三者による代理受領)

第86条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第82条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約代金の不払いに対する事業中止)

第87条 受注者は、発注者が第82条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第7章 契約不適合責任

(発注者の責任)

第88条 発注者は、説明要求、立会い、完了確認又は完成確認合格書の交付等を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、受注者は、これを理由として、本事業契約上の受注者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。受注者は、完了確認又は完成確認合格書の交付等を理由として、新施設について次条に規定する契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(契約不適合)

第89条 発注者は、引き渡された成果物又は新施設が性能、種類又は品質に関して本事業契約の内容（設計図書及び落札者の提案の内容を含む。）に適合しないもの（要求水準未達のみならず、落札者の提案に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本事業の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、新施設の引渡しを受けた日（棟ごとに引渡しを受けた日が異なる場合は、それぞれの引渡しを受けた日をいう。以下本条において「新施設の引渡日」という。）から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は本契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は落札者の提案に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、発注者は、請求等を行うことができる。

- 5 前各項にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者による完成確認の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、新施設の引渡日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。なお、受注者がその契約不適合のあることを知っていたとき、若しくはその契約不適合がメーカーによる保証若しくは落札者の提案に基づく保証があるものについて生じたとき、又は要求水準書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 発注者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 発注者は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 発注者は、新施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 12 契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は、これを新施設の引渡日から10年とする。この場合において、第4項から前項までの規定は適用しない。
- 13 契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料若しくは当該指図が不適当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は、次項を加える。

- 14 本事業完了後、受注者が解散又は清算した後においても、発注者に対し、各構成企業が連帯して本条による履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本事業契約の締結日以降速やかに、別紙12（保証書の様式）の様式による保証書を差し入れさせる。

第8章 事業期間及び契約終了並びに契約解除等

第1節 事業期間

(事業期間)

第90条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、完了まで有効とする。ただし、本事業契約終了後においても、本事業契約に基づき発生し存続している義務の履行のために必要な範囲で、本事業契約の規定の効力は存続する。

(本事業の中止等)

第91条 発注者は、必要と認めた場合には、受注者に対して、本事業の全部又は一部を一時的に中止させることができる。この場合、発注者は、受注者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

2 発注者は、前項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、必要と認めたときには、本引渡予定日を変更しなければならない。

3 発注者は、第1項により本事業の全部又は一部を中止させた場合において、本事業の中止又は再開に起因して受注者に生じた合理的な増加費用又は損害（本事業の再開に備え、工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。

4 前三項の規定にかかわらず、本事業の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第10章又は第11章の規定に従う。

第2節 契約解除等

(受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第92条 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、発注者は、受注者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 受注者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（受注者が要求水準書及び落札者の提案を満たしていない場合を含む。）、その状態が正当な理由なく30日間以上にわたり継続したとき。

(2) 受注者が、受注者の責めに帰すべき事由により、別紙3の本日程表に記載された業務の開始予定日を過ぎても統括管理業務又は各個別業務を開始せず、発注者が相当の期間を定めて受注者に対して催告したにもかかわらず、受注者から発注者に対して発注者が満足すべき合理的説明がなされないとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに新施設を発注者に引き渡すことができないとき。

(4) 新施設に契約不適合があり、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないとき。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(5) 受注者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき、又はその他の第三者（受注者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。

(6) 構成企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。

(7) 受注者（構成企業のいずれかの者を含む。以下本号において同じ。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 受注者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所

（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 受注者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 事業契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本事業契約に係る下請契約等にあたって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク 本事業契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。

（8）前各号に掲げる場合のほか、受注者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、又は受注者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。

2 前項の場合において、発注者が受注者に対してとり得る措置は、次の各号に記載のとおりとする。

（1）発注者は、受注者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。

（2）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したものとみなす。

※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。

（3）発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における

協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。

3 第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

4 第2項第1号により本事業契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、発注者が支払うべき契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期間内に支払う。さらに、発注者が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、発注者は、かかる超過額について、受注者に損害賠償請求を行うことができる。

5 第2項第1号により本事業契約が解除された場合において、本事業の出来形部分が存在するとき、発注者は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する契約代金相当額の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、かかる相殺後、買受代金に残額がある場合、発注者はその残額を受注者に支払い、

違約金及び損害賠償請求権に係る金額に残額がある場合、受注者はその残額を発注者に支払う。

- 6 前項の規定により買い受ける出来形部分に相当する契約代金相当額は、解除前の支払スケジュールにより既に支払った額及び別紙5に定める前金払いにより既に支払った額（別紙5に定める出来高払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を控除した額とする。この場合、控除額に余剰があるときは、受注者は、直近の前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて、第117条に規定する延滞利息の率に基づき計算した利息を付して、余剰額とともに発注者に返還する。
- 7 第5項の規定にかかわらず、発注者が本事業の出来形部分を買受けないことが社会通念上合理的であると認められる場合、受注者は、発注者と協議の上、自らの費用及び責任により、新施設の買受けられない部分に係る本事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを発注者に引き渡さなければならない。また、この場合、受注者は、発注者が受注者に対し既に支払った契約代金額を、その受領した日の翌日から支払済みまで当該解除日における第117条に規定する延滞利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

（発注者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第93条 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、発注者が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、受注者は、発注者に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。受注者は、かかる通知が発注者に到達した日から30日以内に、発注者が正当な理由なく当該違反を是正しない場合には、発注者に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。
 - （1）第3章の規定により要求水準書を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。
 - （2）本事業の履行を中止する期間が6月を超えたとき。ただし、中止が本事業の一部のみの場合は、その一部を除いたほかの部分の事業が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 3 前各項に規定する場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定により、本事業契約が解除された場合、発注者は、本事業の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 5 発注者は、前項の規定により本事業の出来形部分の所有権を取得する場合には、受注者に対し、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。
- 6 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は、解除前の支払スケジュールにより既に支払った額及び別紙5に定める前金払いにより既に支払った額（別紙5に定める出来高払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を控除した額とする。この場合、控除額に余剰があるときは、その余剰額を発注者に返還する。
- 7 第1項及び第2項に基づき本事業契約が解除された場合、発注者は、受注者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担し、発注者が支払うべき契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として加算した上で、受注者が指定する期間内に支払う。発注者が当該期間内に支

払わなかったときは、発注者は、当該期間の末日の翌日から支払済みまで当該解除日における第17条に規定する延滞利息の率に基づき計算した利息を受注者に支払わなければならない。

(法令等の変更による契約解除等)

第94条 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第101条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、発注者が受注者による本事業の継続を困難と判断した場合、又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 発注者は、受注者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。

(2) 発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。

この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したものとみなす。

※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。

(3) 発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における

協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第101条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると客観的に認められる場合、受注者は、本事業契約の全部を解除することを求めることができ、発注者はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。

3 第1項第1号又は前項により本事業契約が解除された場合、発注者は、本事業の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

4 法令等の変更に起因して相手方に生じた損害について、損害賠償責任を負わない。ただし、当事者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

5 発注者は、第3項の規定により本事業の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。

6 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は、解除前の支払スケジュールにより既に支払った額及び別紙5に定める前金払いにより既に支払った額（別紙5に定める出来高払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を控除した額とする。この場合、控除額に余剰があるときは、その余剰額を発注者に返還する。

(不可抗力による契約解除)

第95条 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第103条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、発注者は、同条項にかかわらず、受注者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 発注者は、受注者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。

(2) 発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を、発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができる。

この場合、受注者は、かかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したものとみなす。

※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。

(3) 発注者が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、発注者、受注者及び受注者の株主との間における協議を経た上で、受注者の株主をして、受注者の全株式を、発注者が認める条件で、発注者が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- 2 本事業契約の締結日以後、事業完了までの間において、第103条に基づく協議にもかかわらず、事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると客観的に認められる場合、受注者は、本事業契約の全部を解除することを求めることができ、発注者はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。
- 3 第1項第1号又は前項により本事業契約が解除された場合、発注者は、新施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 4 不可抗力に起因して相手方に生じた損害について、損害賠償責任を負わない。ただし、当事者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。
- 5 発注者は、第3項の規定により、新施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する契約代金相当額を支払う。
- 6 前項の規定による当該出来形部分に相当する契約代金相当額は、解除前の支払スケジュールにより既に支払った額及び別紙5に定める前金払いにより既に支払った額（別紙5に定める出来高払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を控除した額とする。この場合、控除額に余剰があるときは、その余剰額を発注者に返還する。

(解除に伴う措置)

第96条 工事の完成後に本事業契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

- 2 第92条第4項又は第5項の場合において、第9条の規定（第92条第1項第6号から第8号までの規定により本事業契約が解除された場合にあっては第9条第1項第1号又は第2号の規定）により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第92条第4項又は第5項の違約金に充当することができる。

第3節 本事業契約終了に際しての処置

(本事業契約終了に際しての処置)

第97条 受注者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、当該終了部分に係る本事業用地内に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき発注者の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき発注者の指

示に従わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。受注者は、かかる発注者の処置について異議を申し出ることができず、かつ、発注者がかかる処置に要した費用を負担する。

- 3 受注者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、発注者に対し、当該終了部分に係る新施設を維持管理・運営するために必要な、受注者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第98条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用については、その終了事由のいかんにかかわらず、受注者がこれを負担する。

第4節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第99条 発注者は、要求水準書及び落札者の提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙6の規定に基づき、本事業に係る統括管理業務及び各個別業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、受注者による本事業の遂行が要求水準書及び落札者の提案を満たさないと発注者が判断した場合には、発注者は、別紙6に従って、本事業の統括管理業務及び各個別業務につき、必要な措置を行う。
- 3 モニタリングに係る費用のうち、本事業契約において受注者の義務とされているものを除くほかの部分、これを発注者の負担とする。
- 4 受注者は、本事業に関し、要求水準書及び落札者の提案を満たしていない状況が生じ、かつ、これを受注者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに発注者に対して報告、説明しなければならない。

第9章 表明・保証及び誓約

(受注者による事実の表明・保証及び誓約)

第100条 受注者は、発注者に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。

- (1) 受注者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する法人等であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、並びに本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
- (2) 受注者による本事業契約の締結及び履行は、受注者の目的の範囲内の行為であり、受注者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上及び受注者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
- (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、受注者に適用のある法令等に違反せず、受注者が当事者であり、受注者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は受注者に適

用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。

- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある受注者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、受注者に対して執行可能である。

2 受注者は、本事業契約に基づくすべての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を発注者に対して誓約する。

- (1) 本事業契約を遵守すること。
- (2) 発注者の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位又は本事業契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分をしないこと。
- (3) 前号に規定するほか、発注者の事前の承諾なしに、本事業に関連して受注者が発注者との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- (4) 発注者の事前の通知なしに、受注者（構成企業のいずれかの者を含む。以下本号及び次号において同じ。）の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割を行わないこと。

※SPCを設立して事業を履行する場合、(4)を次のように変更する。

- (4) 発注者の事前の承諾なしに、受注者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為又は組織変更を行わないこと。

- (5) 受注者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに発注者に通知すること。

※SPCを設立して事業を履行する場合、「受注者の代表者」を「受注者（構成企業のいずれかの者を含む。）の代表者」に変更する。

第10章 法令等の変更

(通知の付与及び協議)

第101条 受注者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、又は本事業につき受注者に合理的な増加費用若しくは損害が発生する場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。発注者及び受注者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本事業の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用又は損害の扱い)

第102条 法令等の変更により、本事業につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙7の定めに従う。

第11章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第103条 受注者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、又は本事業につき受注者若しくは第三者に合理的な増加費用若しくは損害が発生する場合、発注者に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本事業について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、より適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置を取り、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本事業の内容、本引渡予定日並びに本事業契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、発注者は、かかる不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用又は損害の扱い)

第104条 不可抗力により、本事業につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙8の定めに従う。

(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

第105条 不可抗力により、本事業につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙8の定めに従う。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第106条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、受注者の負担とする。発注者は、受注者に対して契約代金（消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を含む。）を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合（第101条が適用される場合を含む。）を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

※SPCを設立して事業を履行する場合、次の条項を加える。

(融資団との協議)

第106条の2 発注者は、本事業に関し、受注者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（発注者が本事業契約に基づき受注者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができる。

(株主・第三者割り当て)

第106条の3 受注者は、本事業契約締結後直ちに、受注者の株主をして基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を、発注者に対して提出させる。

2 受注者は、受注者の株主以外の第三者に対し株式又は新株予約権を割り当てるときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。かつ、かかる場合、受注者は、当該株式又は新株予約権の割当てを受ける者をして、発注者に対して、速やかに基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を提出させる。

3 受注者は、本事業契約が終了するまでの間、構成企業が受注者の発行済株式総数及び議決権の過半数を保持するようにする。

(財務書類の提出)

第106条の4 受注者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（同法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を発注者に提出し、かつ、発注者に対して監査報告を行う。発注者は当該監査済財務書類を公表することができる。

(措置請求)

第107条 発注者は、統括管理責任者、各個別業務の業務責任者、管理技術者、照査技術者、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った者の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(成果物等の著作権)

第108条 成果物又は新施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含み、著作権法第2章第2款に規定する著作権者人格権を除く。以下「著作権」という。）について、全て受注者に帰属させた上で、当該成果物及び当該新施設の各引渡し時に発注者に譲渡する。

2 発注者は、著作物としての成果物及び建築著作物としての新施設について、自由にこれを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

3 受注者は、発注者が成果物又は新施設を次の各号に掲げる方法により利用できるよう、必要な権利処理その他の措置を講じなければならない。また、受注者は、当該利用を妨げる著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使してはならず、著作者に対し、当該利用を妨げる著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しない旨の承諾を得るものとし、著作者がこれらの権利を行使しないようにしなければならない。

(1) 成果物又は新施設の内容を公表すること。

- (2) 新施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、発注者及び発注者が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- (3) 新施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 新施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 受注者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 設計図書等又は新施設の内容を公表すること。
- (3) 新施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

5 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第109条 発注者は、受注者に対し、引渡し後の成果物について、複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第110条 受注者は、その作成する成果物及び新施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物及び新施設が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、発注者が損害の賠償を行い、又は費用を負担した場合には、その額が合理的である限り、受注者は、発注者に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第111条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、発注者が指定した工事材料、施工法等で、入札説明書等に特許権等の対象であることが明記されておらず、受注者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、発注者が責任を負担する。

(意匠の実施の承諾等)

第112条 受注者は、自ら有する登録意匠を設計に用い、又は新施設の外観、内装その他新施設に係る意匠について意匠法（昭和34年法律第125号）第3条に基づく意匠登録を受けようとするときは、事前に発注者の書面による承諾を得るものとする。

2 前項において発注者の書面による承諾を得られたときは、受注者は、発注者に対し、当該意匠を新施設の維持管理、改修、増築その他公共目的のために無償で実施することを承諾しなければならない。

3 受注者は、第1項に規定する新施設に係る意匠登録を受ける権利又は意匠権を第三者に譲渡し、

又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、受注者が保有する新施設以外の意匠に影響を及ぼすものではない。

(秘密保持)

第113条 発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知った相手方の秘密を、代理人又は本事業に係る支援業務の受託者以外の第三者に漏らしてはならず、かつ、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者又は受注者が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

※SPCを設立して事業を履行する場合、「代理人又は本事業に係る支援業務の受託者以外の第三者」を「株主、代理人、本事業に係る支援業務の受託者又は事業者に融資する融資団以外の第三者」に変更する。

(個人情報の保護等)

第114条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）及びその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等に定めるもののほか、別紙9を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知った個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。

2 受注者は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例及び発注者の定めるその他個人情報の保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。

3 受注者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。

4 受注者若しくは第三者が前各項の義務に違反したこと、又は受注者若しくは受注者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、発注者が損害を被った場合、受注者は発注者に対し損害を賠償するとともに、発注者が必要と考える措置をとらなければならない。

(公契約条例の適用)

第115条 発注者及び受注者は、本事業契約が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」という。）第2条第2号に規定する「特定公契約」に該当し、同条例第8条から第17条までの規定が適用されること、受注者が同条例第2条第4号に規定する「特定受注者」に該当すること、また、受注者から本事業に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（本事業に係る業務の一部を請け負い、又は受託した者から、その業務の一部をさらに請け負い、又は受託した者を含む。）が同条例第2条第6号に規定する「特定下請負者等」に該当することを、それぞれ確認する。

2 受注者は、自ら又は本事業に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をして、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守させるとともに、別紙10に定める「特定公契約特約条項」に定める内容を履行させなければならない。

3 前項に規定する「特定公契約特約条項」と本事業契約に定める内容が矛盾又は齟齬する場合には、「特定公契約特約条項」の内容が優先するものとする。

第13章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第116条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下本条において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。なお、発注者及び受注者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

2 前項にかかわらず、請求等は、法令等に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本事業契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。

4 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法、商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）の定めるところによる。

※SPCを設立して事業を履行する場合、「会社法（平成17年法律第86号）の定めるところ」を「会社法の定めるところ」に変更する。

5 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 本事業契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

(延滞利息)

第117条 発注者又は受注者が、本事業契約に基づき行うべき支払いを遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(疑義についての協議)

第118条 本事業契約及び本事業関連書類に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、発注者と受注者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

2 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、発注者及び受注者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

3 発注者及び受注者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、協議会を設置することができる。

4 協議会の協議事項、出席者、開催手続その他の事項に関する詳細は、発注者と受注者が協議して定める。

(準拠法)

第119条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第120条 本事業契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]